

## 児童手当について

中学校修了前の児童（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に児童手当が支給されます。

- 支給額は ○3歳未満：**月額15,000円**  
○3歳以上（第1及び第2子）：**月額10,000円**  
○3歳以上（第3子以降）：**月額15,000円**  
○中学生：**月額10,000円**

※ 所得制限が変更になり、所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の方は、月額5,000円、所得上限限度額以上の方は、児童手当は支給されません。

## 介護が必要になったら

介護保険サービスを利用するためには、福祉課に申請を行い「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。申請をすると、訪問調査と審査会による判定が行われ、原則として申請後30日以内に認定結果が通知され、状態に応じた各種サービスを介護保険適用で受けることが出来ます。

(詳しくは介護保険係・包括支援センターにお尋ねください。)

## 介護保険料の納付について

介護保険制度の発足以来、制度の定着、高齢者人口の増加に伴い、介護保険の給付費は年々増加傾向にあります。介護保険は、国や都道府県、市町村が負担する「公費（税金）」とみなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料は、お忘れなく納めてください。

## 生活困窮者に関すること

金銭面で生活に困窮しており、かつ活用できる資産が無い方や親族からの援助が期待できない世帯のご相談を受けています。状況に応じて生活福祉資金貸付制度や生活保護の申請をご案内いたします。

## 障がい者（児）福祉に関すること

障がいをお持ちの方は状態に応じて法に基づく障害福祉サービスを利用できます。また、障がい者手帳をお持ちでない方や難病患者でもサービスを受給できる場合があります。生活上お困りの事がございましたらお気軽にご相談ください。

（例：ホームヘルプサービス、就労訓練サービス、医療費等の助成、補装具等の支給など）

子どもさんの場合は、手帳がなくても障害児サービスを受けることができます。

（例：放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時支援など）

また、障がいをお持ちの方の総合的な相談窓口として、町の委託している相談支援事業所でも相談をお受けしています。より専門的な支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

相談支援事業所 … サポートセンターグリーンハート（電話 27-0736）

## 障がい者団体について

障がいのある方々やその家族で組織している団体であり、各団体が会員相互の活動を通じて親睦や情報交換を行っています。また、新規会員の募集も行っています。

団体名	障害の種類	代表者
視覚障がい者福祉会	視覚障がい	南園 勝吉 氏
身体障がい者福祉協議会	視覚障がい以外の身体的障がい	河野 省吾 氏
育成会あゆみの会	知的障がい	矢野 浩一 氏
精神障がい者福祉会	精神障がい	川越 竹光 氏
リエゾン川南 親の会	発達障がい	江藤 智子 氏

## 日本赤十字社について

日本赤十字社は『いのちを救う、生活を支える、ひとを育む』3つのテーマを基に、災害救護活動、医療社会活動、救急法・家庭看護法、幼児安全法の普及講習、血液事業、青年赤十字育成などの事業、災害物資の支援やボランティア支援等を行っています。

これらの活動は、皆様から納めていただく会費（寄付金）によって支えられています。より多くの人を救うために皆様のご支援をよろしくお願いいたします。